

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成27年3月20日福警交企第770号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において非開示とした使用者氏名欄の情報のうち、代表者名欄に記載された氏名と同一のものが記載されている部分は、開示すべきである。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関が電磁的記録として保有している福岡県公安委員会認定の自動車運転代行業者の情報のうち、審査請求人の指定する8社について、認定番号、事業者名、代表者名等を出力印刷したものである。

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、本件公文書のうち使用者氏名欄に記載された個人の氏名（以下「本件非開示情報」という。）は、条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成27年3月5日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成27年3月20日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成27年3月27日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 事業を営む個人の当該事業に関する情報について

ア 現在までの審査請求人の調査の中で「庸車」や「請負」などという営業形態や車両の持込みによる独立採算性の形態で営業を行う自動車運転代行業者（以下「代行業者」という。）があることが判明し、かなりの台数が見受けられる。このような場合、明らかに個人が行う商売（事業）であり、保護されるべき個人情報とは異なる。

イ 実施機関が「合法的な運営を行っている事業所」と位置付けている事業所Fは、労働保険の適用を受けておらず、求人の募集形態を「業務委託員」としている。

「業務委託員」とは、個人事業主であり、当該事業所の従業員の持込み車両ではないため、当該事業所の営業形態は、業務委託員と当該事業所による共同事業であり、本件公文書における個人の氏名は条例第7条第1項第1号本文の「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」に該当する。

ウ 実施機関の理由説明書における「特定の個人の使用車両」は、代行業者の随伴用車両として登録を行う時点で、営業目的の事業用車両となり、対象公文書中において特定個人の使用車両と見受けられても、実態として代行業者の専用車両である。

(2) 個人情報該当性について

ア 実施機関は、任意であっても車検証の提出を求めており、かつ、データベース化していることから、随伴用車両の使用者氏名は、事業上不必要の情報であるとは言えない。

イ 自動車運転代行業を営む法人又は個人が、当該事業を行うに当たり、法的義務があるため、任意で随伴用自動車の使用者氏名を含む情報を明らかにするための書類等の提出を行い、実施機関は当該情報を保有管理している。

ウ 実施機関が当該情報を保有していること自体が「法的根拠のない情報」には当たらないことの証明である。法的根拠のない情報を（必須要件として）任意提出させ、データベース化しているのであるなら、当該部分は削除すべきである。

エ 共同事業者（随伴用自動車の使用者）の主たる事業（自動車運転代行業）に供する自動車の使用者氏名は、個人の内心の秘密、心身・家庭・財産状況、経歴に関する情報とは言えないため、登録されている期間内は、開示できない個人情報とするのは合理性に欠ける。

オ よって、部分開示決定を取り消し、全開示の決定を求める。

(3) その他の主張について

ア 自動車運転代行業は、自動車を使用しての商売であり、その自動車を使用中のトラブル（事故等）の責任の所在を明らかにすることは、県民の生命及び財産を守る上でも大切なことである。

イ 代行業者の事業用車両が事故並びに違反行為等を行った場合、自動車損害賠償保障法上、使用者又は所有者に責任が課せられることを踏まえると、使用者氏名の欄

に記載された個人の氏名が個人のプライバシーに該当するとすれば、利用者の保護を著しく侵害する可能性がある。

ウ 代行保険も任意保険も対応しないような事故で代行業者がきちんと対応できておらず、利用者と車両所有者及び使用者間で民事トラブルとなっているケースもある。

エ 代行業者は、損害賠償措置を講じる義務を負うこととなっているが、随伴用自動車の単独事故は当該車両の任意保険又は自賠責保険で補償されることとなる。しかし、ほとんどの事故の場合、事業用の保険に加入していなければ、自賠責保険のみでの補償となるため、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）による損害賠償措置を講じる義務に反している。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

(1) 事業を営む個人の当該事業に関する情報について

本件非開示情報が事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するか否か検討したところ、自動車運転代行業を営む個人が、当該事業を営むに当たり、随伴用自動車の使用者氏名を明らかにしなければならない法的義務及び事業上の必要性はないことから、本件非開示情報は、特定の個人の使用車両であるという財産に関する情報であって、事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当しない。

(2) 個人情報該当性について

ア 条例第7条第1項第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報は、一定の事由がある場合を除き、非開示とするものである。

プライバシーの権利とは、一般に私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利であると解され、具体的には個人の内心の秘密、心身・家庭・財産状況、経歴等に関する情報等がこれに該当すると認められる。

イ 代行業者は、随伴用自動車であることを表示することは求められているが、その使用者氏名を明示することは求められていないこと及び県民等が運輸局に対して行う自動車登録ファイルの登録事項等証明書の取得手続に関し、自動車登録番号のみの請求では、個人情報保護の観点から、同証明書の交付が行われていないことからしても、本件非開示情報の公知性は認められない。

ウ また、本件非開示情報は、不動産登記事項のように公開が予定されているものではなく、個人の氏名を実施機関により一方的に公開されないことも、個人情報保護の観点からして、プライバシーの範囲内であって個人情報に該当する。

エ したがって、審査請求人が開示を求める本件非開示情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当せず、事業情報と直接関係のない個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、条例第7条第1項第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

ア 自動車運転代行業の認定について

法は、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的として、代行業者について必要な要件を認定する認定制度を実施するとともに、代行業者の遵守事項を定めている。

すなわち、自動車運転代行業を営もうとする者は、法第4条の規定により、法第3条各号の欠格要件に該当しないことについて都道府県公安委員会の認定を受けなければならないが、認定を受けるに当たっては、法第5条第1項に規定する事項を記載した申請書及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）で定める書類を提出しなければならないこととされている。

イ 本件公文書について

本件公文書は、福岡県公安委員会が法第4条の規定により認定した代行業者を管理するために実施機関が電磁的記録として保有している代行業者の情報のうち、審査請求人の指定する8社について、認定番号、事業所名、代表者名、営業所所在地並びに随伴用自動車の自動車登録番号又は車両番号及び使用者氏名を出力印刷したものである。

なお、使用者氏名については、実施機関が、認定申請時に任意で提出された自動車検査証から取得した情報であり、法第3条第1項第4号に掲げる欠格要件に該当する者（暴力団員等）の排除、法第10条に規定する名義貸しの禁止の防止等を目的として保有しているものである。

(2) 条例第7条第1項第1号及び第2号該当性について

実施機関が、本件非開示情報は条例第7条第1項第1号に該当するとしているのに対し、審査請求人は、同号の「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」に該当すると主張しているため、この点について、以下判断する。

ア 条例第7条第1項第1号の趣旨

条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報が記録され

ていても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

「特定の個人を識別することができるもの」としては、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、住所、電話番号、生年月日等が挙げられる。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、個人に関する情報であっても、同項第2号（事業情報）により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外している。

イ 条例第7条第1項第2号の趣旨

条例第7条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の自由な経済活動その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止するという観点から、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、非開示とすることを定めている。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、「法人その他の団体に関する情報」と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。当該情報に関するものとしては、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得などが挙げられる。一方、事業活動と直接関係のない事業者個人の家族状況や個人所得等は、個人に関する情報であり、第1号の規定を適用するものである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、事業者には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、事業者の性格や権利利益の内容、事業活動における当該情報の性質等に応じ、当該事業者の権利の保護の必要性、当該事業者と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

本号ただし書は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される事業者の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

(3) 該当性の判断

随伴用自動車は、代行業者が利用者に代わって運転する自動車の随伴に用いられる自動車であり、代行業者が事業を営む上で欠かせないものであるから、随伴用自動車に関する情報は、事業に関する情報であると言える。

その一方で、随伴用自動車の使用者については、法及び政令上、何ら規定されておらず、自動車運転代行業を営むに当たって、当該使用者は何人であっても支障がない。

本件非開示情報には、代表者名欄に記載された氏名と同一のものが記載されている部分とそれ以外の個人の氏名が記載されている部分があることから、これらを分けて非開示情報該当性を判断する。

ア 代表者名欄に記載された氏名と同一のものについて

本件公文書において、随伴用自動車の使用者氏名が代表者の氏名と同一である場合、代表者が随伴用自動車を専ら自動車運転代行業の用に供していることが明らかであり、条例第7条第1項第1号本文の「(事業を営む個人の当該事業に関する情報)」に該当することから、当該情報の非開示情報該当性については同項第2号で判断すべきである。

本件非開示情報のうち、代表者の氏名は、これを開示しても、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高いとまでは言えず、同項第2号ただし書に該当しないことも明らかである。

よって、本件非開示情報のうち、代表者名欄に記載された氏名と同一のものが記載されている部分は開示すべきである。

イ それ以外の個人の氏名について

それ以外の個人の氏名は、条例第7条第1項第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。